

	<h1 style="text-align: center;">阪神水道企業団公報</h1>	令和2年1月15日 第336号
		毎月15日発行
<h2 style="margin: 0;">目 次</h2>		
<p>◇条 例◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ○ 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 		
<p>◇告 示◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度阪神水道企業団水道事業会計決算 ○ 平成30年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率 		

◇条 例◇

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

阪神水道企業団
企業長 谷 本 光 司

阪神水道企業団条例第2号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与</p>	<p style="text-align: center;">（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づいて、一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与等に関する事項を定めることを目的とする。</p>

<p>等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2から8まで 省略</p> <p>9 <u>法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給料月額は、当該職員の職務の内容に応じて、給料表の再任用職員以外の職員の項に掲げる職務の級1級から3級の範囲内で企業長が定める額とする。</u></p> <p>10 <u>法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、フルタイム会計年度任用職員に支給される給料に相当する報酬（次条第2項において「基本報酬」という。）、第8条、第10条及び第13条から第15条までの規定によりフルタイム会計年度任用職員に支給される手当の例により計算して得た額の報酬並びに第19条の規定による期末手当とする。</u></p> <p>(再任用短時間勤務職員等の給料月額等)</p> <p>第3条の2 <u>法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第8項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、正規の勤務時間を第11条第1項に規定する勤務時間で除して得た<u>数</u>を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 <u>パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、当該パートタイム会計年度任用職員の職務の内容、責任の軽重、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件がフルタイム会計年</u></p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2から8まで 省略</p> <p>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第3条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第8項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、正規の勤務時間を第11条第1項に規定する勤務時間で除して得た<u>額</u>を乗じて得た額とする。</p>
--	--

<p><u>度任用職員と同一であるとした場合の前条第9項の給料月額に、正規の勤務時間を第11条第6項において準用する同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額を基準として算定し、月額、日額及び時間額又は勤務1回当たりの額で定める。</u></p> <p><u>第7条の2</u> 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を企業長に届けなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p><u>(地域手当)</u></p> <p><u>第8条</u> 職員には、地域手当として、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12（阪神水道企業団事業施行区域外の地域において派遣職員として勤務する場合は、当該地域に在勤する国、地方公共団体その他の団体の職員に支給される地域手当の支給割合を考慮して企業長が別に定める割合）を乗じて得た額を支給する。</p> <p>(住居手当)</p> <p><u>第8条の2</u> 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員その他規則で定める職員には、住居手当を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p><u>(通勤手当)</u></p> <p><u>第9条</u> <u>通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用することを常例とする職員に対して支給する。</u></p> <p>(1週間の勤務時間)</p>	<p><u>第8条</u> 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を企業長に届けなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>(住居手当)</p> <p><u>第8条の2</u> 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（<u>公舎に居住する職員を除く。</u>）その他規則で定める職員には、住居手当を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p><u>第9条</u> <u>削除</u></p> <p>(1週間の勤務時間)</p>
--	--

第11条 省略

2 職務の性質により前項（第6項において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とし、かつ、その勤務時間が給与算定の基礎となっている職員の勤務時間については、別に企業長が定める。

3 日曜日及び土曜日（再任用短時間勤務職員にあつては、日曜日及び土曜日並びにこれらの日以外の日において企業長が定める日）は、勤務を要しない日とし、第1項の規定による勤務時間は、阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号。以下「規程」という。）の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間（再任用短時間勤務職員にあつては、これらの日のうち企業長が定める勤務を要しない日以外の日）において、企業長がその割振りを行うものとする。ただし、企業長は、特別の勤務に従事する職員については、規程で定める期間につき1週間当たり1日以上割合で勤務を要しない日を設定する場合に限り、規程の定めるところにより、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について7時間45分を超えない範囲内で、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

4 企業長は、職員に前項（第6項において準用する場合を含む。）の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある

第11条 省略

2 職務の性質により前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とし、かつ、その勤務時間が給与算定の基礎となっている職員の勤務時間については、別に企業長が定める。

3 日曜日及び土曜日（再任用短時間勤務職員にあつては、日曜日及び土曜日並びにこれらの日以外の日において企業長が定める日）は、勤務を要しない日とし、第1項の規定による勤務時間は、阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年4月訓令第99号。以下「規程」という。）の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間（再任用短時間勤務職員にあつては、これらの日のうち企業長が定める勤務を要しない日以外の日）において、企業長がその割振りを行うものとする。ただし、企業長は、特別の勤務に従事する職員については、規程で定める期間につき1週間当たり1日以上割合で勤務を要しない日を設定する場合に限り、規程の定めるところにより、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について7時間45分を超えない範囲内で、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

4 企業長は、職員に前項の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

<p>日に割り振ることができる。</p> <p>5 省略</p> <p>6 <u>第1項ただし書及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間について準用する。この場合において、第1項ただし書及び第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員」と、第1項ただし書中「15時間30分から31時間までの」とあるのは「6時間から35時間までの」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき企業長の承認があつた場合（職員団体の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）について別に定める無給の休暇を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額とこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの</p>	<p>5 省略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき企業長の承認があつた場合（職員団体の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>3歳に満たない子</u>を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定めるところにより休日の勤</p>
---	---

<p>から規則で定めるところにより休日の勤務時間を減じたもので<u>除して得た額</u>（<u>パートタイム会計年度任用職員にあつては、フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して企業長が定める額</u>）とする。</p> <p><u>（宿日直手当）</u></p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（扶養手当等の支給方法）</p> <p>第18条 扶養手当、<u>地域手当</u>及び住居手当の支給については、第5条及び第6条の規定を準用する。</p> <p>（休職者の給与）</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5 職員が職員の分限の手續及び効果に関する条例（<u>昭和28年条例第66号。次項において「分限条例」という。</u>）第2条各号の一に該当して休職させられ</p>	<p>務時間を減じたもので<u>除した額</u>とする。</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（扶養手当等の支給方法）</p> <p>第18条 扶養手当及び住居手当の支給については、第5条及び第6条の規定を準用する。</p> <p>（休職者の給与）</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5 職員が職員の分限の手續及び効果に関する条例（<u>以下「分限条例」という。</u>）第2条各号の一に該当して休職させられたときは、その休職の期間</p>
--	---

<p>たときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>及び住居手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。</p> <p>6 <u>法第28条第2項又は分限条例第2条の規定により休職にされた職員（会計年度任用職員を除く。）</u>には、他の条例に別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</p> <p>7 <u>第1項から第5項までの規定にかかわらず、休職中の会計年度任用職員に対しては、いかなる給与も支給しない。</u></p> <p><u>（臨時的任用職員等の給与）</u></p> <p>第22条 <u>法第22条の3第4項の規定に基づく臨時的任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づく任期付採用職員及び臨時的任用職員の給与については、前各条の規定にかかわらず、企業長が別に定める。</u></p> <p><u>（再任用職員等についての適用除外）</u></p> <p>第23条 <u>第4条、第7条、第8条の2及び第17条の2の規定は、再任用職員には適用しない。</u></p> <p>2 <u>第4条、第7条、第8条の2、第10条の2、第17条の2、第17条の3及び第20条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</u></p> <p>3 <u>第9条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。</u></p> <p><u>（パートタイム会計年度任用職員の報酬に係る地域手当等に関する規定の準用）</u></p> <p>第24条 <u>第8条、第10条及び第13条から第15条までの規定は、第3条第10項に規定するパートタイム会計年度任用職員に係る報酬の額の算定について準用</u></p>	<p>中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。</p> <p>6 <u>法第28条第2項又は分限条例第2条の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p> <p><u>（非常勤職員、臨時傭人等の給与）</u></p> <p>第22条 <u>非常勤職員及び臨時に雇傭される職員並びにこれ等に準ずる職員の給与については、前各条の規定にかかわらず、企業長が別に定める。</u></p>
---	---

<p>する。<u>この場合において、第13条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</u> <u>(パートタイム会計年度任用職員に係る費用弁償)</u></p> <p><u>第25条</u> <u>パートタイム会計年度任用職員には、費用弁償として通勤のために要する費用を支給する。</u></p> <p><u>2</u> <u>パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、阪神水道企業団旅費条例（昭和23年条例第33号）の例により旅費を支給する。</u> (施行の細目)</p> <p><u>第26条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</p>	<p>(施行の細目)</p> <p><u>第23条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</p>
---	---

<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	
---	--

(阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和32年条例第81号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 から 9 まで 省略</p> <p>10 <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 から 9 まで 省略 <u>(地域手当)</u></p> <p>10 <u>職員には、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の12（阪神水道企業団事業施行区域外の地域において派遣職員として勤務する場合は、当該地域に在勤する国又は地方公共団体の職員に支給される地域手当の支給割合を考慮して企業長が別に定める割合）を乗じて得た額を地域手当として支給する。</u></p>

<p>11から17まで 省略</p> <p>18 <u>削除</u></p>	<p>11から17まで 省略</p> <p><u>(地域手当を基礎とする給与)</u></p> <p>18 <u>職員に地域手当が支給される間、改正後の条例第17条中「給料月額」とあるのは「給料月額とこれに対する地域手当の月額」と、第18条中「扶養手当及び住居手当」とあるのは「扶養手当、地域手当及び住居手当」と、第21条第2項から第5項まで中「扶養手当及び住居手当」とあるのは「扶養手当、地域手当及び住居手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

（阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。<u>以下「法」という。</u>）第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員のうち、常時勤務を要する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）並びに第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下これらの者を「職員」という。）</u>の給与の種類は、給料及び</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号、<u>以下「法」という。</u>）第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員のうち、常時勤務を要する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下これらの者を「職員」という。）</u>の給与の種類は、給料及び手当とする。</p>

<p>手当とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、<u>時間外勤務手当</u>、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>4 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬及び手当（期末手当に限る。）とする。</u></p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2及び3 省略</p> <p><u>4 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、企業長が別に定める。</u></p> <p>（地域手当）</p> <p><u>第5条の2 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、給料月額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額を基準として職員に支給する。</u></p> <p>（住居手当）</p> <p><u>第5条の3 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員その他企業長が別に定める職員には、住居手当を支給する。</u></p> <p>（通勤手当）</p> <p>第6条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用することを常例とする職員に対して支給する。</p> <p>（時間外勤務手当）</p> <p>第8条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職</p>	<p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、<u>時間外手当</u>、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2及び3 省略</p> <p>（住居手当）</p> <p><u>第5条の2 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（<u>公舎に居住する職員を除く。</u>）</u>その他企業長が別に定める職員には、住居手当を支給する。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第6条 通勤手当は、<u>企業長が別に定めるものを除くほか</u>、通勤のため交通機関等を利用することを常例とする職員に対して支給する。</p> <p>（時間外勤務手当）</p> <p>第8条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職</p>
--	---

<p>員に対して、正規の勤務時間を<u>超えて</u>勤務した全時間について支給する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第14条 省略</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>2 退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p> <p>(3) 省略</p> <p>3 から 5 まで 省略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第15条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合及び<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>（<u>第17条第2項において「会計年度任用職員」という。</u>）について別に定める<u>無給の休暇</u>を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(再任用職員等)についての適用除外)</p> <p>第17条 第5条、<u>第5条の3</u>、<u>第11条</u>及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規</p>	<p>員に対して、正規の勤務時間を<u>こえて</u>勤務した全時間について支給する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第14条 省略</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>2 退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）をした者</p> <p>(3) 省略</p> <p>3 から 5 まで 省略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第15条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>3歳に満たない子</u>を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(再任用職員)についての適用除外)</p> <p>第17条 第5条、<u>第5条の2</u>及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により</p>
--	--

<p>定により採用された職員には適用しない。</p> <p><u>2 第4条、第5条、第5条の3、第11条、第11条の2及び第13条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</u></p> <p><u>3 第6条、第14条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。ただし、費用弁償として通勤のために要する費用を支給する。</u> <u>(パートタイム会計年度任用職員の報酬に係る地域手当等に関する規定の準用)</u></p> <p><u>第18条 第5条の2、第7条及び第8条から第10条までの規定は、第3条第4項に規定するパートタイム会計年度任用職員に係る報酬の額の算定について準用する。</u> <u>(臨時的任用職員等の給与)</u></p> <p><u>第19条 地方公務員法第22条の3第4項の規定に基づく臨時的任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づく任期付採用職員及び臨時的任用職員の給与については、前各条の規定にかかわらず、企業長が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 省略</p>	<p>採用された職員には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">(非常勤職員の給与)</p> <p><u>第18条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略 <u>(地域手当)</u></p> <p>2 <u>職員には、当分の間企業長の定めるところにより地域手当を支給する。</u></p> <p>3 <u>職員に地域手当が支給される間、第2条第3項中「扶養手当」とあるのは、「扶養手当、地域手当」と読み替えてこの規定を適用する。</u></p> <p>4 省略</p>
<p>備考</p>	

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部改正）

第4条 阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 <u>職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則又は規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第8条の2（第8条の3において準用する場合を含む。）中公務若しくは通勤による傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">（勤続期間の計算）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定による在職期間のうちに、地方公務員法第28条第2項に規定する休職（公務上の負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による休職及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病による休職を除く。）、職員の分限の手續及び効果に</p>	<p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第2条 省略</p> <p style="text-align: center;">（勤続期間の計算）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定による在職期間のうちに、地方公務員法第28条第2項に規定する休職（公務上の負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による休職及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病による休職を除く。）、職員の分限の手續及び効果に</p>

関する条例（昭和28年条例第66号）第2条に規定する休職、地方公務員法第29条第1項に規定する停職、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第21条の3の育児休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務を執ることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

4から8まで 省略

（勤続期間の計算の特例）

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務した者その職員となる前の引き続いて勤務した期間

関する条例（昭和28年12月条例第66号）第2条に規定する休職、地方公務員法第29条第1項に規定する停職、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第21条の3の育児休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

4から8まで 省略

(一般の退職手当の額)

第7条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第9条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条の2 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者、その者の非違によることなく勸しよを受けて退職した者若しくはこれに準ずる理由により退職した者、公務若しくは通勤による傷病により退職し、又は公務若しくは通勤により死亡した者で規則で定めるもの又は定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で阪神水道企業団職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第5号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。）に対する退職手当の基本額は、第8条の規定により計算した額に100分の131（勤続期間が20年以下で退職した者にあつては、100分の130）を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項、第7条の3及び第9条の2の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)から(4)まで 省略

3 前項の基本給月額は、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する

(一般の退職手当の額)

第7条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第9条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条の2 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者、その者の非違によることなく勸しよを受けて退職した者若しくはこれに準ずる理由により退職した者、公務若しくは通勤による傷病により退職し、又は公務若しくは通勤により死亡した者で規則で定めるもの又は定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で阪神水道企業団職員の定年等に関する条例（昭和59年12月条例第5号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。）に対する退職手当の基本額は、第8条の規定により計算した額に100分の131（勤続期間が20年以下で退職した者にあつては、100分の130）を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項、第7条の2及び第9条の2の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)から(4)まで 省略

3 前項の基本給月額は、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年2月条例第52号）に規定する給料及び扶養手当の月額の合計額又はこれ

<p>地域手当の月額</p> <p>の合計額又はこれらに相当する給与の月額とする。</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第9条の2 省略</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。<u>以下第15条までにおいて同じ。</u>）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するものをいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>第7条第4項の規定により職員として引き続きいた在職期間に含むものとされた職員以外の公務員等として引き続きいた在職期間</u></p> <p>(3) 前号に掲げる期間に準ずるものとして企業長が別に定める在職期間</p> <p>3から5まで 省略</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第11条 企業長は、退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を継承した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当</p>	<p>らに相当する給与の月額とする。</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第9条の2 省略</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するものをいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号に掲げる期間に準ずるものとして企業長が別に定める在職期間</p> <p>3から5まで 省略</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第11条 企業長は、退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。<u>以下第15条までにおいて同じ。</u>）をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を継承した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信</p>
---	---

<p>該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2及び3 省略</p>	<p>頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職<u>(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u>又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2及び3 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

(阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例(昭和32年条例第84号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>削除</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p><u>(地域手当を基礎とする退職金)</u></p> <p>2 <u>職員に地域手当が支給される間、改正後の条例第8条の2第3項中の「及び扶養手当」は「扶養手当及び地域手当」と読み替えて適用する。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

(阪神水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 阪神水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公表)</p> <p>第2条 企業長は、毎年、前年度におけ</p>	<p>(公表)</p> <p>第2条 企業長は、毎年、前年度におけ</p>

<p>る職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する状況を公表しなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>る職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する状況を公表しなければならない。</p> <p>2 省略</p>
--	--

<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	
---	--

（阪神水道企業団職員定数条例の一部改正）

第7条 阪神水道企業団職員定数条例（昭和24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、企業長の事務部局に勤務する<u>一般職の職員</u>をいう。<u>ただし、次に掲げる者を除く。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u></p> <p>(2) <u>法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u></p> <p>(3) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する第252条の17により派遣している職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣している職員の処遇等に関する条例（平成14年条例第1号）第2条第1項及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成30年条例第2</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、企業長の事務部局に<u>常時勤務する者（雇傭人を含む。）</u>をいう。<u>但し次に掲げる者を除く。</u></p> <p>(1) <u>副企業長</u></p> <p>(2) <u>6ヵ月以内の期間を定めて雇傭される者</u></p>

<p>号)第2条第1項の規定により派遣している職員並びにこれらに準ずる職員</p> <p>(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員及び職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和28年条例第66号）第2条の規定により休職している職員であつて、当該職務に従事しない期間が長期にわたる職員</p>	
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

（職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第8条 職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和28年条例第66号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>（休職の事由）</p> <p>第2条 法第28条第2項に規定する場合のほか、職員が次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>（降任、免職及び休職の手續）</p> <p>第3条 法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基き、職員の意に反する降任免職及び休職の手續及び効果に関し、規定することを目的とする。</p> <p>（休職の事由）</p> <p>第2条 法第28条第2項に規定する場合の外、職員が次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>（降任、免職及び休職の手續）</p> <p>第3条 法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職</p>

<p>を休職する場合においては、企業長が指定する医師2名の診断をあらかじめ受けさせなければならない。</p> <p>2 省略 (休職の効果)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2及び3 省略</p> <p>4 企業長は、前3項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、<u>速やかに</u>復職を命じなければならない。</p> <p>5 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項から第3項までの規定の適用については、第1項中「別表に掲げる期間の範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内」と、第2項中「当該刑事事件が裁判所に係属する間」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内で、当該刑事事件が裁判所に係属する間」と、第3項中「1年以内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>(失職の例外)</p> <p>第6条 法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、<u>禁錮の刑</u>に処せられ、その刑に係る罪が公務上又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)途上の過失による事故であり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状によりその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表</p>	<p>員を休職する場合においては、企業長が指定する医師2名の診断をあらかじめ受けさせなければならない。</p> <p>2 省略 (休職の効果)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2及び3 省略</p> <p>4 企業長は、前3項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、<u>すみやかに</u>復職を命じなければならない。</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第6条 法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、<u>禁この刑</u>に処せられ、その刑に<u>かかる</u>罪が公務上又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)途上の過失による事故であり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状によりその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表</p>
--	--

休職の事由	勤続年数区分	休職の期間	休職の事由	勤続年数区分	休職の期間
私傷病による法第28条第2項第1号の休職	2年未満	1年	私傷病による法第28条第2項第1号の休職	2年未満	1年
	2年以上4年未満	2年		2年以上4年未満	2年
	4年以上	3年		4年以上	3年
公務上の傷病による法第28条第2項第1号の休職		3年 <u>ただし、</u> 医師の診断等により <u>企業長</u> が必要と認めるときは期間を延長することができる。	公務上の傷病による法第28条第2項第1号の休職		3年 <u>但し</u> 医師の診断等により <u>管理者</u> が必要と認めるときは期間を延長することができる。
第2条第1号及び第3号の休職		3年	第2条第1号及び第3号の休職		3年
(注) 1 省略 2 省略			(註) 1 省略 2 省略		

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
- 4 改正前の欄の太線で囲まれた様式（以下「改正様式」という。）に対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分（以下「改正後様式」という。）がある場合には、当該改正様式を当該改正後様式に改める。
- 5 改正後様式に対する改正様式がない場合には、当該改正後様式を加える。
- 6 改正様式に対応する改正後様式がない場合には、当該改正様式を削る。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第9条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年条例第67号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>（懲戒の手續）</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第2項の規定に基き、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>（懲戒の手續）</p>

<p>第2条 <u>戒告、減給、停職</u>又は懲戒処分としての免職の処分は、その事由を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(懲戒の効果)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 減給は1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する<u>地域手当</u>の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、これらに相当する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>3 停職の期間は、1日以上6月以下とする。</p> <p>4 <u>停職者は、その職を保有するが職務に従事することができず、又いかなる給与も支給されない。</u></p>	<p>第2条 <u>戒告減給停職</u>又は懲戒処分としての免職の処分は、その事由を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(懲戒の効果)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 減給は1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する<u>勤務地手当</u>の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>3 停職の期間は、1日以上6月以下とする。<u>停職者は、その職を保有するが職務に従事することができず又いかなる給与も支給されない。</u></p>
--	---

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成14年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1)から(5)まで 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員(企業長が定める職員を除く。)</p> <p>(4)及び(5) 省略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1)から(5)まで 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員(企業長が定める職員を除く。)</p> <p>(4)及び(5) 省略</p>

<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第11条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（企業長が定める職員を除く。）</p> <p>(4)及び(5) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>（職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例）</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号。以下「退職手当金条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当金条例第7条第3項、第8条の2第1項及び第8条の3に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当金条例第7条第3項、第8条の2第1項及び第8条の3に規定する通勤による傷病又は死亡とみなす。</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（企業長が定める職員を除く。）</p> <p>(4)及び(5) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>（職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例）</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号。以下「退職手当金条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当金条例第7条第3項、第8条の2第1項及び第8条の3に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当金条例第7条第3項、第8条の3に規定する通勤による傷病又は死亡とみなす。</p>

<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

（阪神水道企業団附属機関の委員その他の構成員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正）

第12条 阪神水道企業団附属機関の委員その他の構成員の報酬並びに費用弁償に関する条例（平成16年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2 <u>第5項</u>の規定に基づき、附属機関の委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2 <u>第4項</u>の規定に基づき、附属機関の委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する事項を定めるものとする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

（施行期日等）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条中第14条第2項第2号の改正規定及び第4条中第11条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行し、令和元年12月14日から適用する。

（阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条第2項の規定に該当する者として退職手当を支給されなかったのは、この条例による改正後の阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条第2項の規定に該当する者として退職手当を支給されなかったものとみなす。

（阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部改正に伴う経過措置）

- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の阪神水道企業団職員退職手当金条例第11条第1項の規定により企業長がした処分は、この条例による改正後の阪神水道

企業団職員退職手当金条例第11条第1項の規定により企業長がした処分とみなす。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条第2項の規定により減給処分となっている職員のその減給の基礎となった給料等の額は、改正後の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条第2項の規定による給料等の額とみなす。

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

阪神水道企業団

企業長 谷本光司

阪神水道企業団条例第3号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別 表 (別紙1のとおり)	別 表 (別紙2のとおり)
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。 4 別表を別紙2に記載する別表から別紙1に記載する別表に改める。	

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(号給の切替え)
- 平成31年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて企業長が定める。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

5 職員が改正前の条例に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(改正案)

別紙1

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	134,100	145,300	191,200	231,400	248,600	293,100	364,800
	2	134,900	146,000	192,800	232,900	250,300	295,300	367,900
	3	135,700	146,700	194,400	234,500	252,000	297,500	370,900
	4	136,500	147,400	195,900	236,000	253,900	299,800	373,800
	5	137,100	148,200	197,300	237,700	255,500	302,100	376,900
	6	137,900	149,100	199,000	239,500	257,500	304,600	380,100
	7	138,700	150,000	200,700	241,200	259,300	307,100	383,200
	8	139,500	150,900	202,300	242,700	261,400	309,700	386,400
	9	140,300	151,800	203,700	244,400	263,400	312,100	387,600
	10	141,200	152,900	205,400	246,300	265,500	314,700	391,100
	11	142,100	154,000	207,200	247,900	267,600	317,300	393,900
	12	143,000	155,000	209,000	249,600	269,600	319,800	397,000
	13	143,800	156,000	210,400	251,300	271,800	322,500	398,800
	14	144,700	157,500	212,300	253,100	273,900	325,300	402,000
	15	145,600	159,000	214,000	254,900	276,200	328,200	404,600
	16	146,500	160,500	215,800	256,900	278,300	330,900	407,900
	17	147,200	161,800	217,700	258,600	280,700	333,800	410,400
	18	148,400	163,400	219,500	260,800	283,000	336,600	413,200
	19	149,600	165,000	221,500	262,900	285,300	339,300	415,700
	20	150,800	166,700	223,300	264,900	287,600	342,200	418,500
	21	151,800	168,300	224,700	266,800	289,800	344,900	420,800
	22	153,200	170,100	226,700	268,900	291,900	347,900	424,000
	23	154,600	171,900	228,600	271,000	294,300	350,800	426,300
	24	156,000	173,700	230,600	273,100	296,500	353,800	429,300
25	157,500	175,400	232,400	275,200	298,600	356,200	431,500	

26	159,100	177,200	234,100	277,300	300,900	359,000	434,600
27	160,800	179,000	236,000	279,400	303,100	361,600	437,400
28	162,500	180,800	237,900	281,400	305,500	364,500	440,000
29	164,300	182,400	239,700	283,600	307,600	367,100	442,700
30	166,100	184,300	241,600	285,700	310,000	370,000	445,300
31	167,900	186,100	243,300	287,700	312,300	372,600	447,200
32	169,700	188,000	245,000	289,600	314,700	375,500	449,900
33	171,500	189,500	246,900	291,400	316,400	378,100	451,900
34	173,100	191,200	248,500	293,500	318,800	380,700	454,300
35	174,800	192,900	250,500	295,500	321,100	383,100	456,400
36	176,500	194,600	252,300	297,500	323,500	385,800	458,600
37	178,100	196,200	253,900	299,300	325,600	387,800	460,600
38	179,800	197,900	255,500	301,500	328,000	390,100	462,500
39	181,500	199,600	257,300	303,700	330,300	392,000	464,000
40	183,200	201,300	259,100	305,800	332,700	394,300	465,600
41	184,900	203,000	260,800	307,700	334,900	396,300	467,000
42	186,100	204,700	262,600	310,000	337,200	398,100	468,500
43	187,200	206,500	264,200	312,200	339,400	400,100	469,900
44	188,400	208,300	265,800	314,400	341,700	401,900	471,800
45	189,400	210,100	267,400	316,500	343,700	403,300	473,600
46	190,100	212,000	269,200	318,200	345,400	404,900	475,100
47	190,800	213,900	271,000	319,900	347,300	406,400	476,600
48	191,600	215,800	272,900	321,700	349,200	408,000	478,200
49	192,200	217,400	274,600	323,400	350,500	409,600	479,700
50	192,900	219,100	276,400	325,000	352,000	410,200	480,900
51	193,600	220,900	278,200	326,700	353,500	411,400	482,200
52	194,300	222,400	280,100	328,300	354,900	412,500	483,400
53	195,000	224,200	281,900	329,800	356,400	413,600	484,400
54	195,800	225,700	283,700	331,500	357,800	414,400	485,600
55	196,500	227,100	285,400	333,100	359,100	415,300	486,700
56	197,300	228,600	287,400	334,600	360,500	416,400	487,800
57	198,100	230,200	289,300	336,100	361,900	417,300	488,700
58	198,800	231,600	291,200	338,100	363,100	418,000	489,700
59	199,500	233,000	292,600	340,000	364,100	419,000	490,500
60	200,200	234,400	294,500	341,900	365,300	420,000	491,500
61	200,600	235,800	296,400	343,800	366,400	420,700	492,400
62		237,100	298,500	345,400	367,400	421,500	493,200
63		238,600	300,400	347,200	368,500	422,500	494,100
64		239,900	302,400	349,000	369,500	423,400	495,000
65		241,100	304,600	350,600	370,500	424,200	495,700

66	242,400	306,900	352,200	371,500	425,000	496,600
67	243,900	309,300	353,700	372,500	426,000	497,500
68	245,300	311,700	355,100	373,500	426,900	498,200
69	246,400	313,600	356,500	374,300	427,700	499,100
70	247,800	315,100	358,000	375,200	428,600	499,900
71	249,200	316,500	359,300	376,100	429,600	500,600
72	250,600	317,800	360,700	376,700	430,500	501,400
73	251,800	319,000	362,000	377,600	431,200	502,200
74	252,700	320,300	362,800	377,900	432,100	502,900
75	253,700	321,500	363,500	378,500	433,000	503,700
76	254,700	322,700	364,300	379,100	433,900	504,500
77	255,600	323,700	365,000	379,400	434,700	505,100
78	256,600	324,500	365,700	380,300	435,500	505,800
79	257,600	325,400	366,400	381,300	436,400	506,500
80	258,600	326,300	367,100	382,200	437,300	507,200
81	259,500	326,600	367,800	382,800	438,100	507,800
82	260,400	327,400	368,500	383,700	439,000	
83	261,300	328,200	369,200	384,600	439,900	
84	262,100	329,000	369,800	385,600	440,700	
85	262,800	329,800	370,500	386,400	441,700	
86	263,600	330,600	371,200	387,200	442,500	
87	264,400	331,300	371,900	388,000	443,400	
88	265,200	332,100	372,600	388,900	444,200	
89	265,800	332,800	373,100	389,700	445,000	
90	266,500	333,400	373,700	390,500	445,900	
91	267,200	334,000	374,200	391,300	446,800	
92	267,900	334,600	374,800	392,200	447,600	
93	268,500	335,000	375,400	393,000	448,400	
94			376,100	393,900	449,300	
95			376,600	394,800	450,200	
96			377,100	395,500	451,000	
97			377,600	396,200	451,800	
98			378,100	396,700	452,600	
99			378,600	397,200	453,400	
100			379,100	397,700	454,100	
101			379,600	398,000	454,900	
102			380,000	398,500	455,700	
103			380,400	398,900	456,500	
104			380,800	399,400	457,200	
105			381,200	399,800	457,900	

	106				381,600	400,300	458,600	
	107				382,000	400,800		
	108				382,400	401,300		
	109				382,800	401,700		
	110				383,200	402,100		
	111				383,600	402,600		
	112				384,000	403,100		
	113				384,400	403,500		
	114				384,800	404,000		
	115				385,200	404,400		
	116				385,600	404,900		
	117				385,900	405,400		
	118				386,200	405,900		
	119				386,500	406,300		
	120				386,800	406,800		
	121				387,100	407,200		
	122				387,400	407,700		
	123				387,700	408,200		
	124				388,000	408,700		
	125				388,300	409,100		
	126				388,600	409,600		
	127				388,900	410,100		
	128				389,200	410,500		
	129				389,500	411,000		
	130				389,800			
	131				390,100			
	132				390,400			
	133				390,700			
	134				391,000			
	135				391,300			
	136				391,600			
	137				391,900			
	138				392,200			
	139				392,500			
再任用 職員		149,900	186,700	250,300	275,100	285,500	322,500	389,200

別表(現行)

別紙2

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	132,100	143,300	190,800	231,400	248,600	293,100	364,800
	2	132,900	144,000	192,400	232,900	250,300	295,300	367,900
	3	133,700	144,700	194,000	234,500	252,000	297,500	370,900
	4	134,500	145,400	195,500	236,000	253,900	299,800	373,800
	5	135,100	146,200	196,900	237,700	255,500	302,100	376,900
	6	135,900	147,100	198,600	239,500	257,500	304,600	380,100
	7	136,700	148,000	200,300	241,200	259,300	307,100	383,200
	8	137,500	148,900	201,900	242,700	261,400	309,700	386,400
	9	138,300	149,800	203,300	244,400	263,400	312,100	387,600
	10	139,200	151,000	205,000	246,300	265,500	314,700	391,100
	11	140,100	152,200	206,800	247,900	267,600	317,300	393,900
	12	141,000	153,400	208,600	249,600	269,600	319,800	397,000
	13	141,800	154,500	210,000	251,300	271,800	322,500	398,800
	14	142,700	156,100	211,900	253,100	273,900	325,300	402,000
	15	143,600	157,700	213,600	254,900	276,200	328,200	404,600
	16	144,500	159,300	215,400	256,900	278,300	330,900	407,900
	17	145,200	160,700	217,300	258,600	280,700	333,800	410,400
	18	146,400	162,400	219,200	260,800	283,000	336,600	413,200
	19	147,600	164,100	221,200	262,900	285,300	339,300	415,700
	20	148,800	165,800	223,000	264,900	287,600	342,200	418,500
	21	149,800	167,400	224,400	266,800	289,800	344,900	420,800
	22	151,300	169,200	226,400	268,900	291,900	347,900	424,000
	23	152,800	171,000	228,300	271,000	294,300	350,800	426,300
	24	154,300	172,800	230,300	273,100	296,500	353,800	429,300
	25	155,800	174,500	232,100	275,200	298,600	356,200	431,500
	26	157,500	176,300	233,800	277,300	300,900	359,000	434,600
	27	159,200	178,100	235,700	279,400	303,100	361,600	437,400
	28	160,900	179,900	237,700	281,400	305,500	364,500	440,000
	29	162,700	181,500	239,500	283,600	307,600	367,100	442,700
	30	164,500	183,400	241,400	285,700	310,000	370,000	445,300
	31	166,300	185,200	243,100	287,700	312,300	372,600	447,200
	32	168,100	187,100	244,800	289,600	314,700	375,500	449,900
	33	169,900	188,600	246,700	291,400	316,400	378,100	451,900
	34	171,600	190,400	248,300	293,500	318,800	380,700	454,300
35	173,300	192,200	250,300	295,500	321,100	383,100	456,400	

36	175,000	194,000	252,100	297,500	323,500	385,800	458,600
37	176,600	195,700	253,700	299,300	325,600	387,800	460,600
38	178,300	197,500	255,400	301,500	328,000	390,100	462,500
39	180,000	199,300	257,200	303,700	330,300	392,000	464,000
40	181,700	201,100	259,000	305,800	332,700	394,300	465,600
41	183,400	202,800	260,700	307,700	334,900	396,300	467,000
42	184,700	204,600	262,500	310,000	337,200	398,100	468,500
43	185,900	206,400	264,100	312,200	339,400	400,100	469,900
44	187,200	208,200	265,800	314,400	341,700	401,900	471,800
45	188,300	210,000	267,400	316,500	343,700	403,300	473,600
46	189,100	211,900	269,200	318,200	345,400	404,900	475,100
47	189,900	213,800	271,000	319,900	347,300	406,400	476,600
48	190,800	215,700	272,900	321,700	349,200	408,000	478,200
49	191,500	217,300	274,600	323,400	350,500	409,600	479,700
50	192,300	219,000	276,400	325,000	352,000	410,200	480,900
51	193,100	220,800	278,200	326,700	353,500	411,400	482,200
52	193,900	222,300	280,100	328,300	354,900	412,500	483,400
53	194,600	224,100	281,900	329,800	356,400	413,600	484,400
54	195,400	225,600	283,700	331,500	357,800	414,400	485,600
55	196,100	227,000	285,400	333,100	359,100	415,300	486,700
56	196,900	228,500	287,400	334,600	360,500	416,400	487,800
57	197,700	230,100	289,300	336,100	361,900	417,300	488,700
58	198,400	231,500	291,200	338,100	363,100	418,000	489,700
59	199,100	232,900	292,600	340,000	364,100	419,000	490,500
60	199,800	234,300	294,500	341,900	365,300	420,000	491,500
61	200,200	235,700	296,400	343,800	366,400	420,700	492,400
62		237,000	298,500	345,400	367,400	421,500	493,200
63		238,500	300,400	347,200	368,500	422,500	494,100
64		239,800	302,400	349,000	369,500	423,400	495,000
65		241,000	304,600	350,600	370,500	424,200	495,700
66		242,400	306,900	352,200	371,500	425,000	496,600
67		243,900	309,300	353,700	372,500	426,000	497,500
68		245,300	311,700	355,100	373,500	426,900	498,200
69		246,400	313,600	356,500	374,300	427,700	499,100
70		247,800	315,100	358,000	375,200	428,600	499,900
71		249,200	316,500	359,300	376,100	429,600	500,600
72		250,600	317,800	360,700	376,700	430,500	501,400
73		251,800	319,000	362,000	377,600	431,200	502,200
74		252,700	320,300	362,800	377,900	432,100	502,900
75		253,700	321,500	363,500	378,500	433,000	503,700

76	254,700	322,700	364,300	379,100	433,900	504,500
77	255,600	323,700	365,000	379,400	434,700	505,100
78	256,600	324,500	365,700	380,300	435,500	505,800
79	257,600	325,400	366,400	381,300	436,400	506,500
80	258,600	326,300	367,100	382,200	437,300	507,200
81	259,500	326,600	367,800	382,800	438,100	507,800
82	260,400	327,400	368,500	383,700	439,000	
83	261,300	328,200	369,200	384,600	439,900	
84	262,100	329,000	369,800	385,600	440,700	
85	262,800	329,800	370,500	386,400	441,700	
86	263,600	330,600	371,200	387,200	442,500	
87	264,400	331,300	371,900	388,000	443,400	
88	265,200	332,100	372,600	388,900	444,200	
89	265,800	332,800	373,100	389,700	445,000	
90	266,500	333,400	373,700	390,500	445,900	
91	267,200	334,000	374,200	391,300	446,800	
92	267,900	334,600	374,800	392,200	447,600	
93	268,500	335,000	375,400	393,000	448,400	
94			376,100	393,900	449,300	
95			376,600	394,800	450,200	
96			377,100	395,500	451,000	
97			377,600	396,200	451,800	
98			378,100	396,700	452,600	
99			378,600	397,200	453,400	
100			379,100	397,700	454,100	
101			379,600	398,000	454,900	
102			380,000	398,500	455,700	
103			380,400	398,900	456,500	
104			380,800	399,400	457,200	
105			381,200	399,800	457,900	
106			381,600	400,300	458,600	
107			382,000	400,800		
108			382,400	401,300		
109			382,800	401,700		
110			383,200	402,100		
111			383,600	402,600		
112			384,000	403,100		
113			384,400	403,500		
114			384,800	404,000		
115			385,200	404,400		

116					385,600	404,900		
117					385,900	405,400		
118					386,200	405,900		
119					386,500	406,300		
120					386,800	406,800		
121					387,100	407,200		
122					387,400	407,700		
123					387,700	408,200		
124					388,000	408,700		
125					388,300	409,100		
126					388,600	409,600		
127					388,900	410,100		
128					389,200	410,500		
129					389,500	411,000		
130					389,800			
131					390,100			
132					390,400			
133					390,700			
134					391,000			
135					391,300			
136					391,600			
137					391,900			
138					392,200			
139					392,500			
再任用 職員		149,900	186,700	250,300	275,100	285,500	322,500	389,200

◇ 告 示 ◇

阪神水道企業団告示第26号

令和元年第2回阪神水道企業団議会定例会において認定された、平成30年度阪神水道企業団水道事業会計決算は、次のとおりである。

令和元年12月24日

阪神水道企業団
企業長 谷 本 光 司

1. 平成30年度阪神水道企業団水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予算額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減 (△減)	備考
	当初予算額	補正予算額 (△減)	合計				
			地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出 額に係る 財源充当額	合計			
第1款 水道事業収益	20,633,851,000	0	0	20,633,851,000	20,640,545,722	6,694,722	
第1項 営業収益	19,193,571,000	0	0	19,193,571,000	19,192,956,858	△ 614,142	(うち仮受消費税及び地方消費税 1,421,695,403円)
第2項 営業外収益	1,355,616,000	0	0	1,355,616,000	1,362,925,864	7,309,864	(うち仮受消費税及び地方消費税 2,402,113円)
第3項 特別利益	84,664,000	0	0	84,664,000	84,663,000	△ 1,000	

(単位:円)

支出

区分	予算額						決算額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額 (△減)	予備費 支出額	流用増減額 (△減)	合計					
					地方公営企業 法第24条 第3項の規 定による 支出額	地方公営企業法第 26条第2項の規定 による繰越額				
第1款 水道事業費用	18,726,268,000	0	0	0	18,726,268,000	0	0	662,765,768		
第1項 営業費用	16,803,522,000	0	0	△ 56,541,000	16,746,981,000	0	0	640,636,422	(うち仮払消費税及び地方 消費税392,243,754円)	
第2項 営業外費用	1,917,742,000	0	0	56,541,000	1,974,283,000	0	0	17,389,236	(うち仮払消費税及び地方 消費税132,063円)	
第3項 特別損失	4,000	0	0	0	4,000	0	0	△ 159,890		
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000		

(単位:円)

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	子算額					額			決算額	予算額に比べ 決算額の増減 (△減)	備考
	当初予算額	修正予算額 (△減)	小計	地方公営企業法第26条の 規定による繰越額に係る 財源充当額	継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合計					
						合計	合計				
第1款 資本的収入	1,213,428,000	△ 1,094,000	1,212,334,000	0	0	1,212,334,000	878,358,000	△ 333,976,000			
第1項 企業債	929,000,000	△ 34,000,000	895,000,000	0	0	895,000,000	561,000,000	△ 334,000,000			
第2項 出資金	284,424,000	0	284,424,000	0	0	284,424,000	284,424,000	0			
第3項 国庫補助金	1,000	32,906,000	32,907,000	0	0	32,907,000	32,907,000	0			
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	27,000	26,000			
第5項 工事負担金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000			
第6項 その他資本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000			

(単位:円)

支出

区分	子算額			額			決算額	翌年度繰越額		不用額	備考
	当初予算額	修正予算額 (△減)	流用増減額 (△減)	小計	地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額	継続費 通次繰越額		合計			
								合計	合計		
第1款 資本的支出	8,308,639,000	0	0	8,308,639,000	57,196,000	0	8,365,835,000	0	0	279,126,639	
第1項 建設改良費	2,767,272,000	0	0	2,767,272,000	57,196,000	0	2,824,468,000	0	0	279,115,856	(うち仮払消費税及び地方 消費税173,317,365円)
第2項 企業債償還金	5,129,280,000	0	0	5,129,280,000	0	0	5,129,280,000	0	0	10,223	
第3項 水利負担金	412,026,000	0	0	412,026,000	0	0	412,026,000	0	0	4	(うち仮払消費税及び地方 消費税19,620,284円)
第4項 国庫補助金返還金	61,000	0	0	61,000	0	0	61,000	0	0	556	

(単位:円)

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,208,350,350,361円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額191,642,967円、過年度分繰越金4,666,081,286円、及び当年度純利益2,350,626,108円で補てんした。

2. 平成30年度阪神水道企業団水道事業損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位 円)

1. 営業収益			
(1) 分賦金	17,757,159,770		
(2) 受託工事収益	6,483,885		
(3) その他営業収益	<u>7,617,800</u>	17,771,261,455	
2. 営業費用			
(1) 原水費	1,251,573,569		
(2) 浄水費	2,569,835,525		
(3) 配水費	2,469,839,100		
(4) 受託工事費	6,483,885		
(5) 総係費	1,139,210,397		
(6) 議会費及び監査費	14,628,860		
(7) 減価償却費	8,173,129,868		
(8) 資産減耗費	<u>89,499,620</u>	<u>15,714,200,824</u>	
営業利益			2,057,060,631
3. 営業外収益			
(1) 受取利息	3,867,311		
(2) 補助金	32,562,000		
(3) 長期前受金戻入	1,175,602,793		
(4) 雑収益	<u>148,491,691</u>	1,360,523,795	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	1,145,568,545		
(2) 雑支出	<u>5,888,883</u>	<u>1,151,457,428</u>	<u>209,066,367</u>
経常利益			2,266,126,998
5. 特別利益			
(1) その他特別利益	<u>84,663,000</u>	84,663,000	
6. 特別損失			
(1) 固定資産売却損	<u>163,890</u>	<u>163,890</u>	<u>84,499,110</u>
当年度純利益			2,350,626,108
前年度繰越欠損金			<u>12,083,791,858</u>
当年度未処理欠損金			<u><u>9,733,165,750</u></u>

3. 平成30年度阪神水道企業団水道事業剰余金計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	剰余金						資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		補助金	受贈財産 評価額	工事負担金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計		未処理欠損金
前年度末残高	90,132,417,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	△ 12,083,791,858	80,531,862,947
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	90,132,417,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	△ 12,083,791,858	80,531,862,947
当年度変動額	284,424,000	0	0	0	0	0	2,350,626,108	2,635,050,108
出資金の受入	284,424,000	0	0	0	0	0	0	284,424,000
出資金の返還	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	2,350,626,108	2,350,626,108
当年度末残高	90,416,841,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	△ 9,733,165,750	83,166,913,055

4. 平成30年度阪神水道企業団水道事業欠損金処理計算書 (案)

	剰余金		
	資本剰余金	未処理欠損金	
前年度末残高	2,483,237,567	△ 9,733,165,750	
議会の議決による処理額	0	0	
処理後残高	2,483,237,567	△ 9,733,165,750	

5. 平成30年度阪神水道企業団水道事業貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ. 土 地		7,935,580,529	
ロ. 建 物	20,049,242,057		
減価償却累計額	<u>△ 8,959,962,799</u>	11,089,279,258	
ハ. 構 築 物	170,648,669,714		
減価償却累計額	<u>△ 76,632,531,249</u>	94,016,138,465	
ニ. 機 械 及 び 装 置	89,872,608,985		
減価償却累計額	<u>△ 75,788,349,042</u>	14,084,259,943	
ホ. 車 両 運 搬 具	44,701,701		
減価償却累計額	<u>△ 33,046,971</u>	11,654,730	
ヘ. 器 具 備 品	1,020,484,172		
減価償却累計額	<u>△ 710,437,570</u>	310,046,602	
ト. 建 設 仮 勘 定		806,886,415	
有形固定資産合計			128,253,845,942

(2) 無形固定資産

イ. 水 利 権		20,467,187,125	
ロ. 施 設 利 用 権		17,003,675	
ハ. 電 話 加 入 権		1,082,281	
ニ. ソフトウェア		<u>715,960</u>	
無形固定資産合計			20,485,989,041

(3) 投資その他の資産

イ. 出 資 金		<u>69,856,000</u>	
投資その他の資産合計			<u>69,856,000</u>

固 定 資 産 合 計

148,809,690,983

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		12,620,942,521	
(2) 未 収 金		31,170,595	
(3) 貯 蔵 品		<u>107,339,294</u>	

流 動 資 産 合 計

12,759,452,410

資 産 合 計

161,569,143,393

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	<u>42,005,437,129</u>		
企業債合計		42,005,437,129	
(2) 引当金			
イ. 退職給付引当金	<u>2,846,595,132</u>		
引当金合計		<u>2,846,595,132</u>	
固定負債合計			44,852,032,261
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	<u>4,853,014,301</u>		
企業債合計		4,853,014,301	
(2) 未払金		3,047,318,773	
(3) 前受金		4,214,196	
(4) 引当金			
イ. 賞与引当金	154,650,856		
ロ. 法定福利費引当金	<u>29,456,450</u>		
引当金合計		184,107,306	
(5) 預り金		<u>45,680,350</u>	
流動負債合計			8,134,334,926
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		58,671,275,263	
収益化累計額		<u>△ 33,255,412,112</u>	
繰延収益合計			<u>25,415,863,151</u>
負債合計			<u>78,402,230,338</u>

資本の部

6. 資本金			90,416,841,238
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ. 補助金	2,033,213,481		
ロ. 受贈財産評価額	42,720		
ハ. 工事負担金	218,496,818		
ニ. その他資本剰余金	<u>231,484,548</u>		
資本剰余金合計		2,483,237,567	
(2) 利益剰余金			
イ. 当年度未処理欠損金	<u>△ 9,733,165,750</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 9,733,165,750</u>	
剰余金合計			<u>△ 7,249,928,183</u>
資本合計			<u>83,166,913,055</u>
負債資本合計			<u>161,569,143,393</u>

阪神水道企業団告示第27号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、平成30年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率を次のとおり公表する。

令和元年12月24日

阪神水道企業団
企業長 谷本光司

平成30年度阪神水道企業団水道事業会計
決算に係る資金不足比率について

平成30年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率は、以下のとおりです。

<資金不足比率>

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\Delta 9,478,131 \text{ 千円}}{17,764,777 \text{ 千円}} = \quad - \%$

※ 経営健全化基準（20%）

<算定の詳細>

○資金の不足額

流動負債	+	算入地方債残高	-	流動資産	-	解消可能資金不足額	=	資金の不足額
3,281,321		0		12,759,452		0		△ 9,478,131

※資金の不足額なし

○事業の規模

営業収益	-	受託工事収益	=	事業の規模
17,771,261		6,484		17,764,777